



2南保福第527号  
令和2年10月5日

社会福祉法人  
京丹波町社会福祉協議会  
会長 由良 賀代子 様

京都府知事 西脇 隆俊



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

有効期間 令和2年10月5日から令和7年10月4日まで

担当	南丹保健所 福祉課
	地域福祉係
電話	0771-62-0363